

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)

(草案3、2004.4.21)

(以下の案は、今後、多くの専門家や関心のある市民が議論してゆくためのたき台となることを希望して作成された。梅林宏道)

前文

この条約の締約国は、

東北アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力をもち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

朝鮮半島においては、朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

したがって、この地域に關係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する

条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条 用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a) 「東北アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b) 「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c) 「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d) 「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国の中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e) 「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国うち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f) 「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g) 「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンブション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h) 「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

[メモ]

1. 第1条(b) 他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、東北アジア非核兵器地帯には「群島水域」は存在しないので削除した。

2. 第1条(c) 国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。

3. 第1条(c)(d)(e) この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。

4. 第1条(f) 「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。

5. 第1条(g)(h) 「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、パンコク条約によった。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。

(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条 条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約は「東北アジア非核兵器地帯」に適用される。

2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。

3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。

第3条 核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帶内国家の義務

地帶内国家は、次のことを約束する。

(a)東北アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。

(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帶内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。

(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。

(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国による義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

(a)東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない。また使用の威嚇を行わない。

(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。

(c)近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条 原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。

2. 地帶内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。

3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帶内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。

4. 地帶内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帶内国家間の誠意を持った協力を发展させなければならない。

[メモ]

6. 第1条(i)(j)「核物質 及び 核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。

7. 第2条3項「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。

8. 第3条1項(a) ここに列記されている義務項目は「南北共同宣言」に、研究と開発を加えたものである。

9. 第3条1項(c) これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、「加盟国が安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受け導入した。この条項は、いわゆる「核の傘 依存の放棄を意味する。核兵器保有国が核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。」

10. 第3条2項(a) この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含されることとした。

安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというデミメリットがあるであろう。

11. 第3条2項(c) この条項は、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帶内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。

また、東北アジア非核兵器地帯に接する海域（黄海、東シナ海、日本海（東海）、太平洋）は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡（対馬海峡西水道）では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡（ラ・ベルーズ海峡）では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。

この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。

第3条1項(e) 地帶内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

12. 第4条4項 この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に關係している。この問題の具体的な解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

第5条 放射性物質の海洋投棄と空中放出

- 地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。
- (a) 東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。
- (b) 東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条 核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、東北アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条 東北アジア非核兵器地帯委員会の設立

- 本条約の履行を確保するために東北アジア非核兵器地帯委員会(以下「委員会」と言う)を設立する。
- (a) 委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
- (b) 委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関する協議を行う。
- (c) 委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
- (d) 委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
- (e) 委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。
- (f) 委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条 執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。
- (a) 執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。
- (b) 執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときを開催する。
- (c) 執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
- (d) 執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
2. 執行委員会の任務は次の通りとする。
- (a) 第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
- (b) 第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しつつ決定すること。
- (c) 本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。
- (d) 事実調査団の調査結果について検討しつつ決定して、委員会に報告すること。
- (e) 適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
- (f) 委員会からしかるべき授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。
- (g) 委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条 管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。
2. 管理制度は、以下のものからなる。
- (a) 第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度
- (b) 本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しつつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

〔メモ〕

13. 第7条、第8条及び第9条「東北アジア非核兵器地帯委員会・執行委員会」に関しては、パンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b)「東北アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

15. 第7条(e)「東北アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b)「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

17. 第9条2項(b) 第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

第10条 署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの隣接兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条 留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条 条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決

定によって行われる。

2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条 再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を隨時開催することができる。

第14条 紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1ヶ月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条 有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

東北アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)

本議定書締約国は、

核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって東北アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された東北アジア非核兵器地帯条約に留意して、

次のとおり協定した。

第1条 東北アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条 核兵器の不使用

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯に対して核兵器、またはその他の核爆発装置を使用しない、また使用の威嚇を行わないことを約束する。

第3条 寄港と通過

議定書締約国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条 署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

[メモ]

18. 第10条3項 発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。

19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条「留保の禁止」条約の改正「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、パンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

20. 議定書 議定書に関しては、パンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

この草案への意見をお待ちしています。

NPO法人ピースデポ

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907 E-mail office@peacedepot.org